

## 雇用保険・労働保険に関して

### ○ 雇用保険の被保険者であれば、震災のため休業、退職したときに、雇用調整助成金もしくは失業保険等の対象となる可能性があります

- ・雇用調整助成金：従業員に休業補償を支払ったときに最大8割（日額8,490円まで）が、事業主に対し助成されます。
- ・失業保険：災害時の特例措置により実際に退職して無い場合や、一時的な離職の場合も対象になる可能性があります。

相談窓口 石川労働局 特別相談窓口 076-265-4432

### ○ 季節雇用者など、これから雇い入れる予定だった従業員を雇入れて、休業させた場合も雇用調整助成金の対象になります

周年雇用の労働者がいる事業所であれば、季節雇用の労働者（例年雇い入れている方や雇い入れる約束だった方）を震災後に雇い入れる場合も、雇用調整助成金の対象になります。

ただし、助成対象になる休業は、売上の減少を確認できる月以降からとなります。

### ○ 本来、雇用保険を掛けなければならない事業所・労働者について、手続きが漏れていた場合などは、2年間遡及して手続きが可能です（保険料も遡及して納付が必要です）

（雇用形態ごとの注意点）

- ・船員の場合、周年での雇用でなければ雇用保険を掛けることはできません。底曳など7-8月に雇止めし船員保険を切っけていても、予備船員として雇用契約が継続している場合は対象となります。
- ・船員以外（定置や5トン未満船など）の場合、従業員を常時5名以上雇用の場合は、雇用保険を掛けなければならない事業所として遡及手続きの対象となる可能性があります。4名以下の事業所は任意適用となり、遡及手続きはできません。

（親族等の扱いについて）

- ・事業主の親族が従事している場合も、別居していて労働者性があることを証明できれば対象となります。

相談窓口 ハローワーク もしくは 委託先の労働保険事務組合へ

県漁協労働保険事務組合へ委託の場合 県漁協総務部 076-234-8815

### ○労働保険料の納付期限について

震災のため保険料の期限内納付が難しい場合には、納付期限が延長されます。

（延長後の期限は未定です）